

人権コラム 心、豊かに

◆ 本当の「当たり前」に

毎年5月3日は憲法記念日です。「国民の祝日に関する法律」には「日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。」と定められています。普段の生活の中で、「憲法」を意識することはあまりないかもしれません。しかし、憲法と私たちの人権には、深い関わりがあるのです。

日本国憲法の第3章「国民の権利及び義務」の第11条には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と定められています。このように、普段から意識していなくても、私たちの人権は憲法によって守られています。

また、第11条の他にも、第13条の「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」や、第14条の「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」、第19条の「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」のように、私たちが生きていく上でとても重要である、個人として尊重されることや、あらゆる差別を受けないこと、思想の自由といったことも憲法に定められています。

「今さらそんなことは言われなくても分かっている」という人も多いかもしれません。確かに、憲法に書かれていることは「当たり前」のことです。しかし、日本国憲法の公布から70年以上が経過した現在でも、性別や国籍、出身地などによって本来受けるはずのない差別に苦しんでいる人たちがいます。

そんな人たちの気持ちに少しでも寄り添って、全ての人が本当の意味で憲法に定められた権利を「当たり前」と言えるようにするために、自分にできることを考えてみる機会にはいかがでしょうか。